

基準 26 消防用水の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 地盤面下に設ける消防用水は、次の各号によること。
 - (1) 吸管投入孔は、次のアからウまでによること。
 - ア 丸型を原則とし、内径0.6m以上とすること。
 - イ 設置個数は、消防用水の有効水量が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。
 - ウ 鉄蓋は、指定するものを用いること。
 - (2) 取水ピットを設ける場合は、吸管投入孔の直下に設け所要水量のすべてを有効に吸い上げる構造とし、その大きさは、一辺の長さが0.6m以上又は内径が0.6m以上、深さ0.5m以上とすること。
 - (3) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次のアからカまでによること。
 - ア 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。ただし、他の消防用設備等の送水口等と併設され、使用状況から相互に支障をきたす恐れがある場合は、適当な離隔を確保するか若しくは相互の高さを調整するなど必要な措置を講じること。
 - イ 材質は、JIS H 5111（青銅鋳物）又はH 5101（黄銅鋳物）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
 - ウ 結合部は、消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称75のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、第1号、イの規定の例によること。
 - エ 取水ピットを設ける場合は、前号の規定の例により設けること。
 - オ 採水口に接続する配管は、次の（ア）から（カ）までによること。
 - （ア）原則として、採水口1口ごとに単独配管（内径100mm以上）とすること。
 - （イ）損失水頭を6.60m未満とすること。なお、損失水頭の算定にあたっては、「配管損失水頭算定要領」によること。（別紙参照）
 - （ウ）吸水口は、取水ピット床面及び側面（取水ピットを設けない場合は床面及び側面）から20cm程度離すとともに、吸水口相互間は、50cm以上離すこと。
 - （エ）材質は、JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）に適合するもの又はこれと同等以上のものとする。
 - （オ）架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。
 - （カ）埋設配管する部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置すること。
 - (4) 消防用水の吸管投入孔及び採水口には、標識（図26-1参照）を設けることとし、周囲の状況により採水口までの案内等が必要な場合は、所要の措置を講じること。
 - (5) 車両等が駐車又は通行する恐れのある場所に設けるものにあつては、予想される荷重に十分耐えられる構造のものとする。

2 前項第3号オ(イ)による損失水頭が6.60m以上の場合、または、地盤面下4.5mを超える部分に設ける場合は、前項第3号(オ、(イ)を除く。)、第4号及び第5号の規定によるほか、次の各号によること。

(1) 加圧送水装置を次により設けること。

ア 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、表26-1によること。

表26-1

所要水量	20m ³	40～100m ³	120m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1,100/min	2,200/min	3,300/min
採水口の数	1個	2個	3個

イ 加圧送水装置は、次によること。

(ア) ポンプの全揚程

ポンプの全揚程は、前に定める吐出量時において採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に1.5mを加えた数値以上とすること。

(イ) その他

基準10「屋内消火栓設備の設置及び維持に関する基準」を準用すること。

(2) 採水口を次により設けること。

ア 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称65の差し口に適合する単口とすること。

イ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。ただし、他の消防用設備等の送水口等と併設され、使用状況から相互に支障をきたす恐れがある場合は、適当な離隔を確保するか若しくは相互の高さを調整するなど必要な措置を講じること。

ウ 採水口には、採水口である旨を表示した標識を設ける(別図参照)こととし、周囲の状況により採水口までの案内等が必要な場合は、所要の措置を講じること。

(3) 採水口の位置には、遠隔起動装置又は防災センター等への連絡用装置を設けること。

(4) 遠隔起動装置等により起動を行なう加圧送水装置等にあつては始動を明示する赤色の表示灯を採水口の直近に設けること。

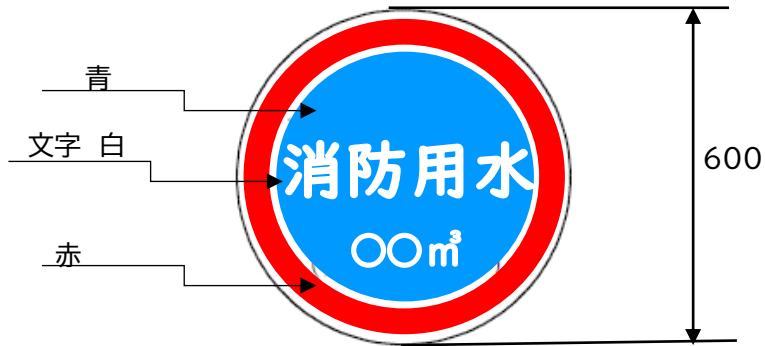
3 地盤面より高い位置に設ける消防用水は、第1項第3号ア、イ及びウの規定の例によるほか、次の各号によること。

(1) 採水口に接続する配管は、原則として、採水口1口ごとに単独配管(内径100mm以上)とし、取水口にはろ過装置を設けること。

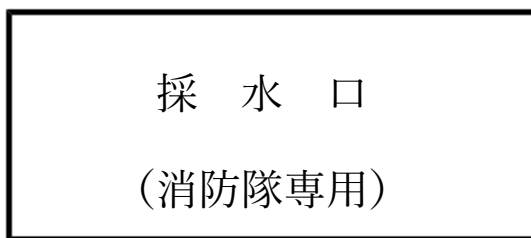
(2) 採水口の直近に止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

図26-1 消防用水の吸管投入孔及び採水口である旨を表示した標識

(1) 吸管投入口



(2) 採水口



大きさ:短辺…100mm以上
 :長辺…300mm以上
 色 :地…赤
 :文字…白